

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業は、在宅で生活する医療的ケアが必要な障害児(者)の家族の休息(レスパイト)をはじめとした支援を目的として、指定短期入所事業所又は指定生活介護事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人が、第3条に定める事業を行った場合に、当該法人に対して、その要した経費を助成することにより、医療的ケア児等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって、在宅で生活する医療的ケア児等及びその家族等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定される「短期入所」の事業を行う県内の事業所とする。

- 2 この要綱において「指定生活介護事業所」とは、法第5条第7項に規定される「生活介護」の事業を行う県内の事業所とする。
- 3 この要綱において「指定児童発達支援事業所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2の2第2項に規定される「児童発達支援」の事業を行う県内の事業所とする。
- 4 この要綱において「指定放課後等デイサービス事業所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第6条の2の2第4項に規定される「放課後等デイサービス」の事業を行う県内の事業所とする。
- 5 この要綱において「指定訪問看護ステーション」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第89条第1項の規定により指定を受けた指定訪問看護事業者(同法第89条第2項の規定により指定を受けたとみなされたものを含む。)が当該指定に係る訪問看護事業を行う県内の事業所とする。
- 6 この要綱において「医療的ケア児等」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第14条第1項で規定される医療的ケア児(18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療

的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者を含む)であって、県内で在宅生活を送る者をいう。

- 7 この要綱において「看護師等」とは、看護師免許を有する者又は准看護師免許を有する者とする。

(補助事業区分及び事業の内容)

第3条 補助事業区分は次のとおりとする。

- (1) 受入体制整備事業
- (2) 通院等支援事業
- (3) 人工呼吸器等設備整備事業

2 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 受入体制整備事業

指定短期入所事業所を運営する法人が、短期入所利用に係る相談支援に従事する職員を配置する等、医療的ケア児等の受入拡大のための体制を整備した場合に、当該法人に対して、その人件費の一部を補助するものとする。ただし、以下の「(3) 人工呼吸器等設備整備事業」の対象となる経費及び他の補助金により補助対象となる経費は補助対象外とする。

- (2) 通院等支援事業

指定短期入所事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人が次のいずれかの支援を行った場合に、当該法人に対して、要した経費の一部を補助するものとする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費は補助対象外とする。

ア 通院中等の支援

医療的ケア児等が医療機関へ通院または入院する際に、医療的ケア児等の移動中及び受診中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。

イ 指定短期入所事業所への送迎中の支援

指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等行う。

- (3) 人工呼吸器等設備整備事業

次に掲げる事業所を運営する法人が、医療的ケア児等の受入拡大のため必要となる次に掲げる整備を行った場合に、その要した経費の一部を補助するものとする。ただし、他の補助金により補助対象となる経費は補助対象外とする。

ア 指定短期入所事業所

医療的ケア児等の新たな受入又は受入人数の拡大に必要となる以下に掲げる備品を購入した場合や設備整備を行った場合。

イ 指定生活介護事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所

医療的ケア児等の新たな受入又は受入人数の拡大に必要となる次に掲げる備品を購入した場合。

【対象となる備品等】

人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメータ、吸入器、吸引器、経腸栄養輸液ポンプ、その他県が医療的ケア児等の受入のために特に必要と認めたもの

※ただし消耗品を除く

(補助対象者)

第4条 この事業の補助対象者は、次のとおりとする。

(1) 受入体制整備事業

開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人

(2) 通院等支援事業

指定訪問看護ステーション又は指定短期入所事業所を運営する法人

(3) 人工呼吸器等設備整備事業

ア 開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人

イ 開設から15年目までの指定生活介護事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人

(事前協議)

第5条 第3条に定める(3)人工呼吸器等設備整備事業の実施計画がある法人は、事前に実施協議書を提出するものとし、様式は別紙のとおりとする。なお、実施協議書の提出期限については別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。